



2022 年 8 月 17 日

「LT 会」会報第 22-11 号（総 236 号）

LT グループ

『中華人民共和国印紙税法』実施後の印紙税の主な変更点及び注意事項

『中華人民共和国印紙税法』（以下『印紙税法』という）は 2021 年 6 月 10 日の第 13 期全人大常委会第 29 回会議で可決され、2022 年 7 月 1 日より正式に施行された。これにより、従来の『中華人民共和国印紙税暫定条例』（1988 年 6 月施行、2011 年改正、以下『印紙税暫定条例』という）は「法律」に格上げされることになった。

『印紙税法』は 20 条で構成され、『印紙税暫定条例』の体系から大きくは変更されていないものの、課税文書の分類や税率の調整などが行われている。本会報では、それらの変更点及び注意事項について紹介する。

一、『印紙税法』と『印紙税暫定条例』の税目・税率の比較一覧表

『印紙税法』と『印紙税暫定条例』を比べた場合の税目・税率の変更点は下記の通りである。

『印紙税暫定条例』（2011 年改正）		『印紙税法』（2022 年 7 月 1 日施行）		変化の有無
税目	税率	税目	税率	
貸借契約書	借入金額の 0.005%	貸借契約書（インターバンク 契約を除く）	借入金額の 0.005%	なし
		ファイナンスリース契約書	リース料の 0.005%	追加税目へ
売買契約書	代金の 0.03%	売買契約書（個人の動産売買 契約を除く）	代金の 0.03%	なし
加工請負契約書	加工または請負報 酬額の 0.05%	請負契約書	報酬額の 0.03%	税率の引き下げ
建設工事地質調 査・設計契約書	代金の 0.05%	建設工事契約書	代金の 0.03%	税率の引き下げ
建築据付工事請負 契約書	代金の 0.03%			なし
貨物運送契約書	輸送費の 0.05%	輸送契約書（パイプライン輸 送契約を除く）	輸送費の 0.03%	税率の引き下げ
技術契約書	記載金額の 0.03%	技術契約書（特許、独占技術 使用权の譲渡に係る文書を 除く）	代金、報酬額また は使用料の 0.03%	課税標準に 3 つの選 択肢があり、より柔 軟である。
財産リース契約書	賃料の 0.1%	賃貸契約書	賃料の 0.1%	なし
倉庫貯蔵保管契約 書	倉庫貯蔵保管費の 0.1%	保管契約書	保管費の 0.1%	なし
		倉庫貯蔵契約書	貯蔵費の 0.1%	



『印紙税暫定条例』(2011 年改正)		『印紙税法』(2022 年 7 月 1 日施行)		変化の有無
税目	税率	税目	税率	
財産保険契約書	保険金額の 0.003%	財産保険契約書（再保険契約を除く）	保険料の 0.1%	課税標準の変更、税率の引き上げ、再保険契約の除外
所有権譲渡文書	記載金額の 0.05%	土地使用权譲渡の文書	代金の 0.05%	なし
		土地使用权及び家屋等の建築物・構築物の所有権譲渡文書（土地請負経営権及び土地経営権の譲渡を除く）	代金の 0.05%	なし
		持株譲渡に係る文書（有価証券取引印紙税を課税すべき場合を除く）	代金の 0.05%	なし
		商標独占使用权、著作権、特許権、独占技術使用权の譲渡に係る文書	代金の 0.03%	税率の引き下げ
営業帳簿	資金記載帳簿は払込資本金と資本余剰金の合計額の 0.05%	営業帳簿	払込資本金（株主資本）と資本余剰金の合計額の 0.025%	税率の半減
	その他の帳簿は 1 部 5 円			その他の帳簿への課税はしない
/	/	証券取引	成約金額の 0.1%	追加税目へ
権利証、許可証（政府が発給する不動産権利証、営業許可証、商標登録証、特許証、土地使用証を含む）	1 部 5 円	/	/	税目削除

二、『印紙税法』におけるその他の変更点及び注意事項

上記の表に記載されているもののほか、『印紙税法』について次の変更点と注意事項が挙げられる。

1. 印紙税の課税標準には「明記されている増値税の税額」を含まないことが明らかになった。契約書に明記されている増値税の税額は課税標準に含まない。納税者が締結した契約額が税込みの場合、契約書にその増値税の税額が明記されていなければ、契約額の全額が印紙税の課税額となる。

2. 六種類の税目について印紙税を課税しないことが明らかになった。土地請負経営権及び土地経営権譲渡の文書、資金記載帳簿以外のその他の営業帳簿、個人の動産売買契約書、インターバンク契約書、パイプライン輸送契約書、再保険契約書に対する課税が免除された。

3. 納税期限が明確化された。四半期または年次ベースで課税される場合、納税者は四半期または年度の終了日から 15 日以内に申告納税しなければならない。経常的に課税される場合、納税者は納税義務が発生した日から 15 日以内に申告納税しなければならない。

4. 納税地が明確化された。納税者が組織の場合は、納税地はその所在地の管轄税務局となり、納税者が個人の場合は、納税地は課税文書の作成地または納税者の居住地の管轄税務局となり、不動産の所有権が譲渡された場合は、納税地は不動産が所在する場所の管轄税務局となる。

5. 印紙税の源泉徴収義務者に関する規定が設けられた。納税者が海外の組織または個人の場合、国内に代理人がいる場合は、国内の代理人が源泉徴収義務者となる。国内に代理人がいない場合は、納税者が自ら印紙税を申告し納付しなければならない。

6. 端数に関する規定が廃止され、実際の税額に基づく課税方法が採用された。『印紙税暫行条例』第三条には「納税額が 0.1 元未満の場合、印紙税の納税を免除する。納税額が 0.1 元以上の場合、その税額の端数が 0.05 元に満たなければこれを計上せず、0.05 元以上であれば 0.1 元として計算する。」とあったが、『印紙税法』では廃止され、実際の税額に基づく課税方法が採用された。

7. 「小さな税目の大きな罰金」が特徴とされてきた印紙税の罰金規則は廃止され、一律『中華人民共和国税收徴収管理法』（以下『徴収管理法』という）に基づいて取り扱われるようになった。『印紙税暫定条例』第十三条の罰金規則が廃止され、『印紙税法』及び『徴収管理法』の規定に基づいて徴収・管理するという内容が明らかになった。廃止された罰金規則は次の通りである。

- (1) 課税文書に印紙を貼付していない、又は過少貼付した場合は、税務局が印紙の追加貼付を命じた上、追加貼付すべき印紙の金額の 20 倍以下の罰金を課することができる。
- (2) 印紙は課税文書に貼付した上、納税者の割印を押すことで抹消しなければならないが、これに違反した場合は、税務局が抹消されていない印紙の金額の 10 倍以下の罰金を課することができる。
- (3) 貼付・使用済みの印紙は再度使用してはならないが、これに違反した場合、税務局が該当する印紙の金額の 30 倍以下の罰金を課することができる。

以上